



EPO拡大審判部、本質的に生物学的なプロセスを用いて得られる植物・動物に係る発明を特許対象から除外



1. 拡大審判部の意見

2020年5月14日、欧州特許庁(EPO)拡大審判部は「本質的に生物学的プロセスから得られる植物と動物は特許の保護対象とならない」との意見を示した(G3/19)。この意見は、Article 53(b) EPC(“Exceptions to patentability”)「植物および動物の品種、あるいは、これらを生産するための本質的に生物学的なプロセスについて特許は付与されない。」をダイナミックに解釈したものであり、本質的に生物学的プロセスから得られる植物と動物も特許対象から除外されることが結論付けられた。

2. 背景

- EPOは、「本質的に生物学的なプロセス」は特許の対象外であることを明示してきたが、「本質的に生物学的なプロセスにより得られた物(植物、動物)」が特許対象であるか否か明確な方針を示してこなかった。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。